

茨城エコ事業所登録制度のご案内

茨城エコ事業所登録制度とは？

県が定める環境負荷を減らす取組を実践する事業所を「茨城エコ事業所」として登録します。

環境に関して、経営方針・計画の組み立て (Plan), 実施 (Do), 点検 (Check), 改善 (Action) のサイクルを実行する簡易な「環境マネジメントシステム」です。



1 茨城エコ事業所登録のメリット

●環境に配慮した事業所としてPR できます！

登録事業所の方には、登録証及び登録ステッカーを交付します。シンボルマークは名刺、広告チラシ等に活用いただけます。

●エコ事業所向け 銀行保証付私募債の 新規記録手数料が無料！

㈱筑波銀行のエコ事業所向け銀行保証付私募債を発行する際に支払う手数料のうち、新規記録手数料(私募債発行金額の0.1%)が無料となります。

※詳細は㈱筑波銀行にお尋ねください。

●常陽エコ・セレクトローン において金利優遇！

㈱常陽銀行の常陽エコ・セレクトローンを利用する場合は、貸付金利の優遇が受けられます。

※詳細は㈱常陽銀行にお尋ねください。

●県の入札参加資格審査において 加点項目となっています！

- 茨城エコ事業所登録事業者は、
- ・建設工事請負業者入札参加資格審査(格付け)基準で5点加点
 - ・物品調達等競争入札参加資格審査数値で1点加点

※入札参加資格申請の手続きについては、土木部監理課(建設工事)や会計管理課(物品調達等)にご確認ください。

●県の環境保全施設資金融資制度を 無利子で活用できます！

省エネルギー対策実施計画書(※)を提出した登録事業所は、県の制度を利用して省エネルギー・再生可能エネルギー施設等の設置及び改善を行う場合、実質無利子で融資が受けられます。

計画書を提出しない場合でも登録事業所は、0.9%の利子補給を受けられます。

※詳細は県環境政策課ホームページをご覧ください。

●県ホームページで広報！

県のホームページを通じて、登録事業所を積極的に広報していきます。

2

茨城エコ事業所登録制度の特徴

● 全ての事業所が登録申請できる

茨城県内に所在する事業所であれば、業種等に関わらず全ての事業所が申請できます。

● 登録料・更新※が無い

※ただし、PDCAサイクルの一環として、原則3年に1回、前年度の取組結果をご報告頂きます。

● 3つのステップで無理なく始めやすい

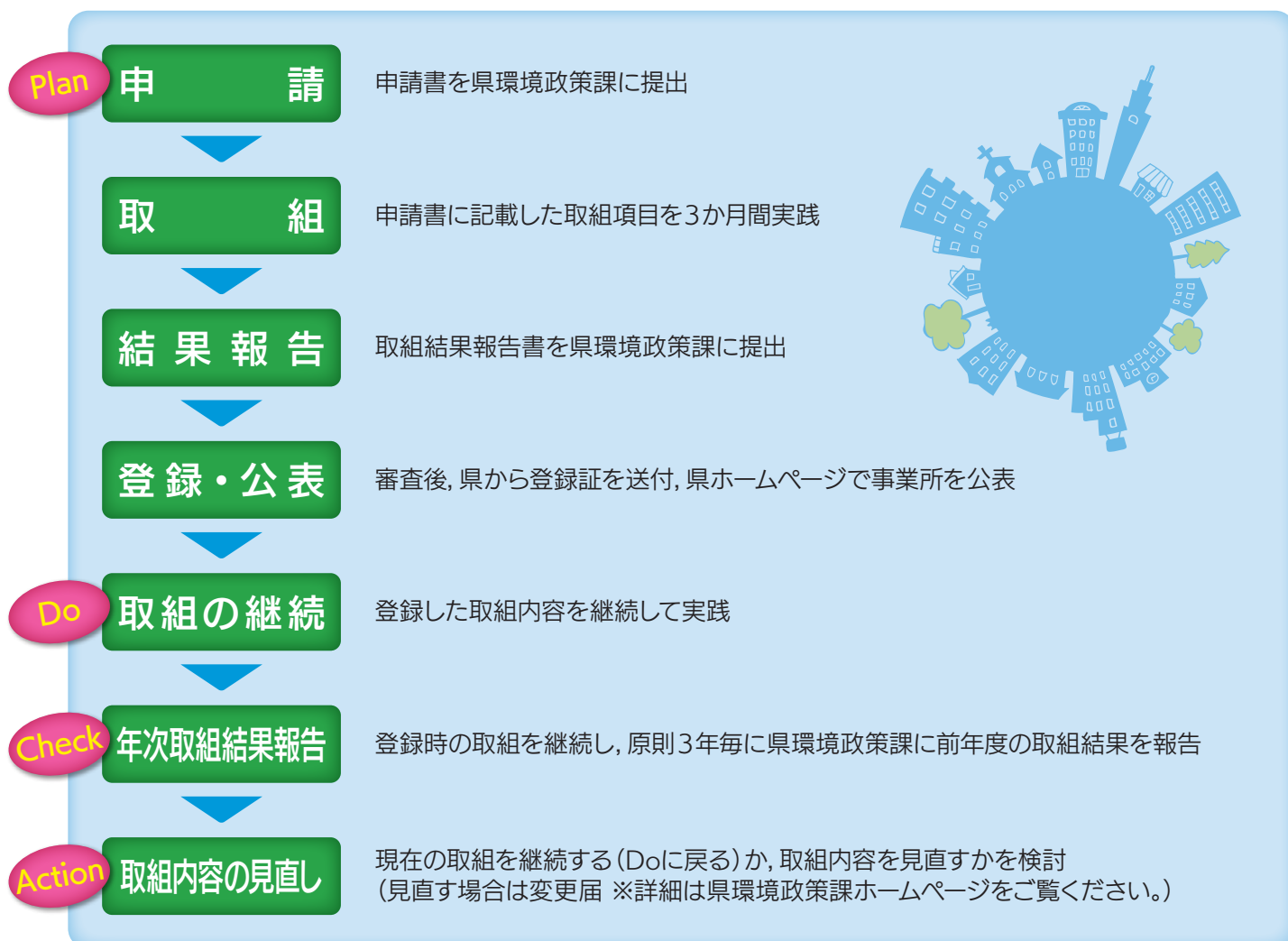
取組内容に応じてA～AAAの3つのステップがあり、無理なく始めることができます。

● 経費などが削減できる

環境に配慮した取組の実践により、経費などが削減できます。

3

茨城エコ事業所登録制度の流れ



登録後、さらに上の格付け(例:A→AAやAA→AAAなど)へもステップアップ可能!

4

茨城エコ事業所として取り組んで頂きたい項目

1 必須項目

- ①冷暖房の温度調節(事業所内の可能な場所で冷房時室温28℃, 暖房時室温20℃程度)を行う。
- ②コンセントをこまめに抜く。
- ③蛇口をこまめに閉める。
- ④可能な限り車のアイドリングをなくす。
- ⑤環境にやさしいエコ製品やリサイクル可能な製品を選んで買う。
- ⑥可能な限り過剰包装をしない。

2 基本項目

- ①昼休み・休憩時等には可能な限り消灯する。
- ②エレベーター等の利用を自制し階段を積極的に利用する。
- ③エレベーターの運転に際しては、夜間等の部分停止を導入する。
- ④冷暖房時にはブラインド等を利用して効率を高める。
- ⑤食器類の洗浄や手洗い、洗車等において節水する。
- ⑥水道使用量を定期的に点検し、水道配管からの漏水を早期発見する。
- ⑦エコドライブ(急発進・急加速・空ぶかし・不要な荷物の積載等の防止)を実施する。
- ⑧各市町村で決められた分別方法に沿ったゴミの分別を徹底する。
- ⑨使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行う。
- ⑩配付資料の削減や縮小コピーを積極的に行う。
- ⑪夏季は原則上着・ネクタイを着用しない(クールビズ)。冬季は重ね着をする(ウォームビズ)。
- ⑫環境に関する市民向けセミナーやシンポジウムに積極的に参加する。
- ⑬地域の緑化や美化活動など環境保全活動に積極的に参加する。
- ⑭事業活動に係る環境にやさしい取り組みの公表や環境に関する情報を発信する。
- ⑮職員等への環境意識向上のための教育を行う。
- ⑯環境保全に係るボランティア活動に対して、休暇制度を設けるなど支援する。
- ⑰事業所敷地内のほか、その周辺の清掃を定期的実施する。
- ⑱定期的なノーマイカーデーを設けるなど、マイカー通勤の自粛や公共交通機関の利用を進める。

3 発展項目

- ①高効率蛍光灯、インバーター照明などを積極的に導入する。
- ②省エネ型空調設備を積極的に導入する。
- ③ヒートポンプなど高効率機器を導入する。
- ④太陽光発電や風力発電、バイオマス発電等(熱利用を含む)の自然エネルギーを活用する。
- ⑤深夜電力を活用する。
- ⑥コージェネレーションシステムの導入や廃棄物発電(熱利用等を含む)を行う。
- ⑦節水機器(節水コマ、節水型トイレ等)を導入する。
- ⑧雨水を積極的に活用する。
- ⑨車の更新の際は、環境への負荷の少ない低公害車(ハイブリッドカー等)にする。
- ⑩建設廃棄物を発生させない計画設計及び工法等を採用して、排出の抑制や環境に配慮した工法にする。
- ⑪事業活動に伴う廃棄物の減量化やリサイクル等を積極的に行う。
- ⑫断熱性の高い構造材や二重窓、複層ガラス等を積極的に導入する。
- ⑬敷地内の植栽、緑地等の適正な維持管理を行う。
- ⑭食べ残し、食品残渣などのコンポスト(堆肥)化により、敷地内の緑化に活用する。
- ⑮社内、社外を問わず、積極的に環境保全活動の推進に必要な人材を育成する。
- ⑯地球温暖化対策地域協議会などの環境保全団体の設立又は環境保全団体への参画・支援を行う。
- ⑰エコビジネス(環境に関する調査・研究、コンサルティング業務)や環境保全技術(環境保全に貢献する金融商品の開発を含む)を開発する。
- ⑱環境に配慮した投資や融資を行う。
- ⑲海外における環境NGO活動、緑化等の活動に積極的に協力し、海外での事業活動でも環境に配慮する。

5

茨城エコ事業所登録の登録区分(格付け)

登録区分(格付け)は、県が定める環境負荷を減らす取組(「**4**茨城エコ事業所として取り組んで頂きたい項目」参照)をいくつ実践するかで決定します。

実践が容易な順に「必須項目」「基本項目」「発展項目」となっています。

■実践する項目数と登録区分(格付け)の関係

登録区分(格付け)	登録の基準		
	必須項目	基本項目	発展項目
A	6項目(全て)	3項目以上	—
AA	6項目(全て)	4項目以上	2項目以上
AAA	6項目(全て)	5項目以上	4項目以上

〈オプション:家庭での取組〉

事業所としての取組に併せて、事業所で働く職員の皆さんの家庭で取り組むときには、上記の登録区分(格付け)に加えて、家庭での登録区分(格付け)「S・M・L」をオプションで登録することができます。家庭での登録区分(格付け)は、茨城エコ・チェックシート(※)の取組実施世帯の割合に応じて格付けが決まります。

■茨城エコ・チェックシートの取組実施世帯割合と取組区分(格付け)の関係

登録区分(格付け)	登録の基準 茨城エコ・チェックシートの取組を実施する世帯数
S	事業所における1/2の職員世帯で実施
M	事業所における2/3の職員世帯で実施
L	事業所における全ての職員世帯で実施

(例) 事業所で必須項目6つ、基本項目4つ、発展項目2つに取り組み、事業所の1/2の職員世帯で茨城エコ・チェックシートに取り組んだ場合 → 「AA・S」の格付けとなります。

※茨城エコ・チェックシートとは、「台所」「浴室、洗面所」「居間」「車」「買い物」の5つの場面において、環境に配慮した生活として県民に推奨する取組17項目を示し、日常生活での実践状況をチェックするものです。詳細は県環境政策課ホームページをご覧ください。

●お問い合わせ・申請先

茨城県県民生活環境部環境政策課(地球温暖化対策グループ)
 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
 電話 029-301-2939 FAX 029-301-2949
 E-mail kansei3@pref.ibaraki.lg.jp

●県環境政策課ホームページ (申請様式等はこちらからダウンロードできます)

「茨城エコ事業所」で検索
<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/iba-eco-jigyosho.html>

